

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

2. 申請対象

1. 6 申請対象設備の抽出について

令和3年4月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. 概要

設工認対象設備（構築物，系統及び機器）の抽出する手順の考え方について設工認対象設備の詳細の抽出手順及び抽出過程，技術基準規則の条文適合性，条文との関連程度が分かるよう資料に記載する。

2. 目的

設工認対象設備の抽出の目的は，事業許可及び技術基準規則に適合し，設工認対象設備として構築物，系統及び機器（設備）を漏れなく抽出することであり，以下の手順を行うことにより設工認対象設備の確実な抽出を確認するものである。

なお，本補足説明資料は，設工認申請書 添付書類3 「第3-1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）」の網羅性を補足するものであり，設工認対象設備の抽出手順を示し，事業許可，技術基準規則との適合性を示すものである。

3. 要求事項

設工認対象設備として記載する設備の要求事項は以下のとおりであり，対象となる構築物，系統及び機器（設備）を設工認に記載するものとする。

- 1) 技術基準規則に適合させるために必要な構築物，系統及び機器（設備）。
- 2) 事業基準規則，事業許可に整合させるための構築物，系統及び機器（設備）。
（事業許可本文，添付六の主要仕様に記載設備，必要に応じて添付六，七，八）
- 3) 設工認対象設備の抽出では，上記要求事項の構築物，系統及び機器（設備）を対象とする。また，津波等による本設設備故障時に使用する代替計測設備も対象とする。
常備の仮設設備，治工具は対象外とする。

なお，構築物，系統及び機器（設備）の記載について先行事業者の記載方法を参考にして記載する。

4. 設工認対象設備の抽出方法

設工認対象設備の抽出を「3. 要求事項」の内容に従い，以下の手順にて実施し，設工認対象設備として抽出漏れがないように適切に実施する。

- 1) 構築物，系統及び機器（設備）を記載している設備図書（P&ID，系統図，フロー図，単線結線図）を用意する。前記設備図書に記載がない構築物，系統及び機器（設備）においては構内配置図，機器配置図，構造図の設備図書又は事業許可を用意する。
- 2) 設備図書を確認し，その施設及び系統の機能を担う構築物，系統及び機器（設備）の色塗りを実施し，抽出漏れがないことを確認する。なお，必要に応じて現場確認を行う。
- 3) 色塗りを実施した設備図書記載の構築物，系統及び機器（設備）について，主要設備リストに記載する。ただし，基本的安全機能，安全機能として直接要求のない設

工認対象外の構築物，系統及び機器（設備）は，主要設備リストに設工認対象外の旨を記載する。

- 4) 設工認対象設備外の構築物，系統及び機器（設備）の考え方は以下のとおり。
 - ・ 基本的安全機能，安全機能として直接要求がないもの
 - ・ 基本的安全機能，安全機能として直接要求がない二次設備
 - ・ 基本的安全機能の監視以外の計測設備
 - ・ 主配管から分岐したドレン配管及びスペシャリティ（管接手，計装配管）
 - ・ パッケージ品の付属機器（空気圧縮機の電動機は除く，機器付きの小機器及び制御盤）
 - ・ 常備の仮設設備，治工具
 - ・ 休止中の設備
- 5) 抽出した構築物，系統及び機器（設備）において事業許可基準規則，事業許可，技術基準規則の要求を確認する。

5. 抽出した構築物，系統及び機器（設備）の条文適合の整理

設工認対象設備として抽出した構築物，系統及び機器（設備）が技術基準規則の各条文の要求事項に該当するかどうかを以下の手順にて確認し，記載する。

- 1) 主要設備リストに抽出した設工認対象設備を「施設と条文との対比一覧表」の縦軸に記載する。
- 2) 「施設と条文との対比一覧表」の横軸に技術基準規則の各条文を記載し，各条文の要求事項との関係性がわかるように「6. 施設と条文との対比一覧表に記載の記号説明」の記号に基づき記載し，確認を行う。
- 3) さらに，「施設と条文との対比一覧表」の横軸に関連項目（申請回，新設／既設，耐震クラス，分類グループ，一般産業用工業品）を記載し，各設備が各関連項目の分類に該当するかを記載する。

6. 施設と条文との対比一覧表に記載の記号説明

- 1) 「施設と条文との対比一覧表」において、各設備が各条文の対象となることを示し、関連程度を明確にするため記号（◎、○1、○2、△など）を付して記載する。設工認対象設備ごとにその関連程度を記号で示し、示した理由を別途記載する。

記号 凡例

- ◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
- 1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
- 2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの
- ◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が不要なもの
- △：上記4項目の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するのに必要な関連設備、機器*
- ：更なる信頼性向上の観点から設置する設備
- －：当該条項の要求事項に該当しない

注記 *：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備、機器」は「△」としない。

以 上